



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 長 野 日 本 無 線 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 萩 原 伸 幸  
(コード番号:6878、東証第2部)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員  
総 務 本 部 長 藤 澤 敏 彦  
(TEL 026-285-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 22 日開催予定の当社第 91 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定める第5条の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条第 2 項および第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 31 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう現行定款第 42 条および第 43 条の一部を変更し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己株式の取得)を削除するものであります。  
また、条文の削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 22 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 22 日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式 (自己株式の取得) 第7条 <u>当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第 30 条(条文省略)</p> <p>(取締役の責任の一部免除) 第 31 条(条文省略) ② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 32 条～第 39 条(条文省略)</p> <p>(監査役の一部免除) 第 40 条(条文省略) ② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 41 条(条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第 42 条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金配当(以下「期末配当金」という)を行う。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式 (削除)</p> <p>第7条～第 29 条(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任の一部免除) 第 30 条(現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 31 条～第 38 条(現行どおり)</p> <p>(監査役の一部免除) 第 39 条(現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>監査役との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 40 条(現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 41 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 43 条</p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。</p> <p>第 44 条(条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。</p> <p>③ 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 43 条(現行どおり)</p>